

日本化学エネルギー産業労働組合連合会

(JEC連合)

平成30年度税制改正要望

2018年10月

I. 共通事項

1. 地球温暖化対策のための税の廃止 化学 セメント

電源構成の約 8 割は依然として化石燃料が占めており、大きく依存している状況に変化はありません。よって、炭素課税に上乗せする形で国民全体に追加的負担を求める温暖化対策税は、産業の持続的発展のみならず国民経済の成長を阻害していますので、廃止を含めた抜本的見直しを求めます。

2-1. 石油化学製品製造向け原料(国産ナフサ)に係る石油石炭税還付制度の本則非課税化 石油 化学 塗料

諸外国においては、原料用途の石油・石炭・揮発油については非課税措置が講じられています。課税条件の国際的なイコールフッティングを確保することで、産業の空洞化の回避や国際競争力の維持を図る目的から、「輸入ならびに国産石油化学製品製造用揮発油に係る石油石炭税の還付措置」については、租税特例措置による“適用期限を当分の間延長し、適用期限の定めのない措置”ではなく、本則非課税化とすることを求めます。

2-2. 輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の本則非課税化 セメント

セメント製造用自家発電に供する輸入特定石炭については、輸入ナフサ等に係る石油石炭税の免税措置が、“政策税制措置による安定的な設備投資の支援や我が国産業の国際競争力の確保という観点から、その適応期限を当面の間延長し、適用期限の定めのない措置”とされたことを踏まえ同様の措置となっていますが、課税条件の国際的なイコールフッティングの確保の為、税法による非課税（恒久化）とするよう見直しを求めます。

3. 研究開発税制の拡充 化学 塗料 医薬化粧品

創薬ならびに機能性化学品等の革新素材開発においては、多額の研究開発・設備投資負担が求められますので、研究開発促進税制の拡充による一層の支援を求めます。

具体的には、①一般試験研究費（総額型）における控除上限の緩和、②繰越控除制度の復活、③特別試験研究費（オープンイノベーション型）は、使い勝手が悪いため、対象費用の追加、控除枠の拡大など重点化等の見直しを求めます。

4-1. 減耗控除制度（探鉱準備金及び海外炭鉱準備金制度並びに新鉱床探鉱費及び海岸新鉱床探鉱費の特別控除）の恒久化

石油

セメント

石油・天然ガスおよび石灰石の安定供給および、埋蔵資源は採掘により一定期間で枯渇するため、次期探鉱投資の準備が必要であることから、平成31年3月31日までの時限措置となっている減耗控除制度については恒久化を要望します。

4-2. 海外投資等損失準備金制度の恒久化

石油

セメント

同じく、石油・天然ガスおよび石灰石の安定供給の確保のため、開発途上地域への投資意欲は依然活発ですが、これらの地域は国内情勢の不安、為替リスク等の投資リスクをはらんでいるため、平成32年3月31日までの時限措置となっている海外投資等損失準備金制度については恒久化を求めます。

II. 石油部会（石油産業）

1. ガソリン税・軽油引取り税の本則税率上乗せ分の廃止を含む石油諸税の抜本的見直し、自動車用燃料の税負担の公平化

道路整備に必要な財源を確保するために暫定税率として本則税率に上乗せされた分は、平成21年のガソリン税等の一般財源化により、課税根拠を喪失していることから、ガソリン税・軽油引取り税の本則上乗せ分の廃止を含む石油諸税の抜本的見直しを求めます。また、自動車燃料間の公平な税負担の観点から、課税対象となっていないCNG（圧縮天然ガス）車やEV（電気自動車）への燃料課税を求めます。

2. 自動車燃料として使用するバイオETBEに係る輸入関税無税制度の適用期限の延長

ガソリンにバイオエタノールを原料として生産されたバイオETBEを混合利用するにあたっては、バイオエタノール及びバイオETBEに十分な経済性を持たせることが重要なことから、自動車燃料として使用するバイオETBEに係る輸入関税無税制度の適用期限の延長を求めます。

3. Tax on Tax の排除

石油開発に係る税制優遇措置（減耗控除制度、海外投資等損失準備金制度）は、探鉱活動を促進し、石油・天然ガスの安定供給を確保するには不可欠な制度であることから、本制度の本則化を求めます。

III. 化学部会（化学産業）

1. IoT を推進するプロセス基盤向けの製品製造の設備投資に係る税制の優遇

IoT を牽引するうえで必要不可欠なプロセス基盤向けの半導体用製品や液晶／有機EL マスク基板といった情報化学製品は、供給にあたってその都度の先端装置や製造設備の導入が必要となります。第4次産業革命をリードする戦略的取組によってプロセス基盤の更新サイクルがより一層短くなっていますので、既存のコネクテッド・インダストリーズ税制の拡充や、この対象範囲にとどまらない設備投資全般に対する税制上の優遇制度の復活を求めるます。

具体的には、情報連携投資の促進に係る税制の対象設備であるソフトウェア、器具備品、機械装置だけでなく、① IoT 関連プロセス基盤向け製品製造に係る建屋の新增設、② 同、土地取得に対する支援の枠組みの追加を求めるます。

IV. 医薬化粧品部会（製薬産業）

1. セルフメディケーション税制と医療費控除の合算制度化

セルフケアならびにセルフメディケーションは、生活習慣病の予防や高齢化に伴う疾病的重篤化を防ぐ目的などで推進されており、結果として医療費の削減に寄与しています。他方で、税制面では医療費控除との併用ができませんので、予防医療や健康増進等の拡大による社会保障費抑制を最大化するためにも、セルフメディケーション税制と医療費控除の合算制度化を求めるます。

V. セメント部会（セメント産業）

1. セメント製造、生コンクリート製造、石灰石掘採業に係る、軽油引取税の課税免除措置の恒久化

セメント製品製造業の事業場内において、①セメント製品またはその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源用途軽油ならびに、②生コンクリート製造業の事業場内において骨材の積卸しのために使用するフォークリフト、③その他これに類する機械の動力源用途の軽油、また④鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら石灰席の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油については、軽油引取税の減免措置が平成33年3月31日までの時限措置となつていますので、現行制度の恒久化を求める。